

平成22年4月16日

国連安保理決議に基づくエリトリアに対する武器禁輸措置について

国連安保理決議第1907号に基づき、外国為替及び外国貿易法により、エリトリアとの間の武器輸出入を禁止する措置を講じることとしましたので発表します。

1. 措置の背景

昨年12月23日（NY時間）、国際連合安全保障理事会は、ソマリアの武装勢力を支援するエリトリアに対し、同国に対する武器禁輸措置等を講じることの内容とした決議第1907号を採択しました。

2. 実施する措置

我が国は、この決議を遵守するために、本日、外国為替及び外国貿易法に基づく告示（輸入公表）を改正し、エリトリアを原産地又は船積地域とする武器について輸入を禁止することとしました。

※エリトリアへの武器輸出については、従来から、武器輸出三原則等に基づき禁止しています。

3. 本措置の施行日

平成22年4月21日

（本発表資料のお問い合わせ先）

貿易経済協力局貿易管理部

貿易管理課長 豊國

担当者：黒田、鈴木

安全保障貿易管理課長 飯田

担当者：矢野、丸原

電話：03-3501-1511（内線 3242）

03-3501-0538（直通）